平成２１年（フ）第１１１号
岐阜県土岐市泉が丘町１丁目28番地
債務者　山口　幸江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４２６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目８番12号　初音617号
債務者　溝部　桂一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６６８号
大阪市住吉区庭井１丁目２番21号　プラザハイツ庭井１―101号
債務者　釜中　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４０３号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番１―203号
債務者　三木　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６４４号
大阪府東大阪市荒川３丁目７番31号　荒川ハイツ301号
債務者　森内　利美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６８０号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目７番15号
債務者　郁田早智子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７３１号
大阪府豊中市豊南町西２丁目13番17―101号
債務者　中野　洋子（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９１号
大阪府豊中市岡町北３丁目１―５―426、住民票上の住所大阪府豊中市城山町１丁目３番７―105号
債務者　北口　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０６号
大阪市淀川区十八条１丁目９番32号
債務者　小泉　　一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５３号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番25―404号
債務者　磯部　國夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６９８号
大阪市西成区旭３丁目４番14―703号
債務者　奥野　敦子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番25号
債務者　泉原　敏昭
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８８４号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目３番５―209号
債務者　西[illegible]　昭彦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０８号
大阪府東大阪市若江北町２丁目10番28号
債務者　辻田美智子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３４号
大阪市淀川区木川東４丁目５番31―506号
債務者　吉原　順子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番８号　フェニックス406
債務者　佐藤　勝弘
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９８号
大阪府高槻市柱本３丁目６番２号
債務者　山本　　登
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９９号
大阪府守口市高瀬町３丁目９番35―202号
債務者　田中　浩次
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部